

柏市立朋生園指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

柏市（以下「本市」という。）では、柏市立朋生園（以下「事業所」という。）の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定に基づき、事業所の管理運営を行う指定管理者を募集します。

本市は、指定管理者の主体的な創意工夫により、住民サービスの向上とコストの縮減が図られることを期待します。公設の事業所として、民間の法人では受け入れの困難な重度の障害の方の利用を積極的に取り組んでください。

2 管理運営の基本的行動姿勢

1に掲げる「趣旨」を実現するため次に掲げる行動姿勢を基本とする。

- (1) 事業所は、職員の資質の向上のため、計画的に研修を行うとともに支援員が継続的に業務に従事できるような環境の整備に努めること。
- (2) 利用者の意見や要望等を管理運営に反映し、利用者本位の管理運営を行うこと。
- (3) 効果的かつ効果的な管理運営を心がけること。
- (4) 公平な運営を行い、特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (5) 個人情報等は法令等に基づき適切に管理し、その保護を徹底すること。
- (6) 地域や他の障害福祉サービス事業所、関係機関等との連携に努めること。
- (7) ごみの減量・省エネルギー・CO₂の削減など環境に配慮した運営を行うこと。
- (8) その他、関係法令等を遵守した管理運営を行うこと。

3 事業所及び業務の概要等

施設の概要及び業務の範囲・内容の詳細については、「柏市立朋生園指定管理者募集時業務仕様書」を参照してください。

(1) 事業所の概要

事業所名	柏市立朋生園
所在地	柏市中原1816番地の6
開設年月日	昭和61年5月1日
定員	50名
敷地面積	4,500 m ²
建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築面積（延）	855.55 m ²

(2) 業務の範囲・内容

① 運営に関する業務内容

- ア 職員の配置と研修計画に基づいた人材育成の実施に関すること。
- イ 事業所の利用申請の受付及び利用承認等に関すること。
- ウ 事業所の利用の変更申請の受付に関すること。
- エ 事業所の利用取消の承認等に関すること。
- オ 郵便等による照会・問い合わせ等，及び事業所見学・視察等への対応に関すること。
- カ 事業所内の巡回及び急病・けが等への対応に関すること。
- キ 苦情への対応に関すること。
- ク 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の実績報告に関すること。
- ケ 利用者への工賃の支払に関すること。
- コ ポスター，看板，旗，懸垂幕，その他これらに類するものを掲示等することの承認に関すること。
- サ その他利用の許可に関すること。

② 事業に関する業務

- ア 「生活介護」「就労継続支援（B型）」の障害福祉サービスに関すること。
- イ 相談および援助に関すること。
- ウ 健康管理に関すること（定期健康診断の実施など）。
- エ 食事の提供に関すること（仕出し弁当を提供することなど）。
- オ 余暇活動等に関すること（スポーツ等のクラブ活動など）。
- カ 地域交流活動に関すること（朋生園祭など）。
- キ 広報，啓発事業に関すること（園便りの発行など）。
- ク 原則として生活介護利用者に送迎サービスを実施すること。
- ケ その他事業所の目的達成に必要な業務に関すること。

③ 事業所および附属設備の維持管理に関する業務

- ア 建物・設備の保守管理に関すること。
- イ 電気・ガス・給排水設備の保守点検に関すること。
- ウ 消防・防災設備の保守点検に関すること。
- エ 盗難及び事故防止の措置に関すること。
- オ 事業所の警備及び防犯対策に関すること。
- カ 附帯設備等の管理に関すること。
- キ 環境維持管理に関すること。
- ク 敷地等の管理に関すること。
- ケ 物品等の管理に関すること。
- コ 修繕の執行に関すること。
- サ 電気・ガス・上下水道等，光熱水費の支払いに関すること。
- シ 法令に基づくごみ処理に関すること。
- ス その他事業所等の維持管理に関すること。

④ その他の業務

- ア 事業計画書および収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 本市への随時報告
- エ 自己評価の実施

- オ 指定後の事前引継業務と指定期間終了時の引継業務
- カ 苦情解決業務
- キ 緊急時対策，防犯，防災等のマニュアルの作成と職員への指導
- ク 個人情報保護体制の確立
- ケ 文書の保存
- コ 運営規程の作成
- サ 経理関係の帳簿の作成
- シ 本市への協力
- ス 事業所の視察への対応

4 指定期間

- (1) 指定期間は，令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とします。
- (2) 指定期間は，柏市議会令和7年第4回定例会での議決を経て正式に確定します。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により，本市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは，その指定を取り消し，または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じる場合があります。

5 指定管理料

本市が支払う指定管理料の金額等については，会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画書を踏まえ，予算編成過程や予算の議決を経て，当初予算額の範囲内で当該年度の年度協定締結時に決定するものとします（収支計画書に記載された金額がそのまま指定管理料の金額とはならない場合があります）。

(1) 指定管理料の総額

指定期間中の指定管理料の総額は，414,500千円とします。尚，総額に処遇改善加算を含めます。

【金額の確定は柏市議会の議決をもって決定します】

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は，会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし，半期ごとに分割して支払うものとします。

処遇改善加算分については，加算の要件を満たしたことが確認されたのち，処遇改善加算相当額を運営法人からの請求により支払うものとします。

また，利用者の年間平均利用者数が定員（50人）の90％に満たない場合は，利用人数に応じて減額するものとします。

なお，指定管理料の支払時期や方法については，別途協議して定めるものとします。

修繕料については，各年度40万円を年間予算の上限とし，実績が予算を下回る場合は差額を本市へ返納するものとします。

(3) 事業所税

事業所税については課税されません。

6 応募資格

事業所について、指定管理者の応募申請を行えるものは、次のすべての要件を満たす社会福祉法人（以下「応募団体」という。）とします。

- (1) 法人本部が、千葉県北西部地域（市川、浦安、松戸、流山、野田、我孫子、習志野、八千代、鎌ヶ谷、船橋、柏）にあり、同地域において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービス事業または障害者支援施設を経営する法人であること。
- (2) 令和7年4月1日現在、社会福祉法人の認可を受けて5年以上経過した法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市の一般競争入札または指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (4) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 市長、副市長若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市または他の地方公共団体から指定の取消を受けた場合、当該取消の日から起算して2年を経過していること。
- (7) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。
- (8) 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合していないこと。
- (9) 代表者、役員及び使用人が刑法（明治40年法律第45号）に違反する容疑があったとして逮捕され、若しくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していること。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行っていないこと。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (13) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (14) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団等と密接な関係を有する者の統制下でないこと。
- (15) 応募団体または応募団体の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団もしくは暴力団員を利用していないこと。
- (16) 上述(12)から(15)に関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。
- (17) 法人が経営する事業所もしくは施設が、障害者総合支援法に基づく改善命令、指定の効力の停止もしくは指定取消を受けていないこと。

7 要求水準

- (1) 柏市障害福祉サービス事業所条例に定める内容を履行すること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮させ、障害者支援の向上が図られること。
- (3) 民間施設では受け入れが困難な重度障害者等を積極的に受け入れること。
- (4) 行政コストの縮減が図られること。
- (5) 本市と緊密な連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (6) 事業計画書の内容に即した事業所の管理を、安心、安全、安定して実施する能力を有していること。
- (7) 法令等において管理運営に特別な資格を有することが求められている場合などは、その資格を取得していること。（サービス管理責任者）
- (8) 応募団体の役員若しくは職員または管理にかかわる業務に従事するもの（以下職員等という。）は、公の施設の管理に関して知り得た秘密を他に漏らし、または不当な目的のために利用しないこと（指定管理期間が満了し、若しくは指定を取り消され、または職員等の職を退いた後においても同様とする）。
- (9) 市内雇用への配慮がなされていること。
- (10) 職員等に対する最低賃金が保証されていること。
- (11) 労働基準法をはじめとする法令を遵守していること。
- (12) 環境への配慮がなされていること。
- (13) 法令遵守（コンプライアンス）の意識があること。
- (14) 業務履行を含む各種保険に加入している（する）こと。
- (15) その他本市の施策等について、本市と同様に実施する意識があること。
- (16) 障害者の支援や権利擁護に精通していること。
- (17) 経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (18) 計画的な人材育成による施設利用者支援の質の向上を図ること。

8 応募スケジュール

- | | | | | |
|-----|------|--------|--------|-------------------|
| (1) | 令和7年 | 7月 1日～ | 7月18日 | 募集要項の配布 |
| (2) | 令和7年 | 7月 1日～ | 7月10日 | 個別説明会の受付 |
| (3) | 令和7年 | 7月18日～ | 7月23日 | 個別説明会 |
| (4) | 令和7年 | 7月24日～ | 7月31日 | 質問の受付期間 |
| (5) | 令和7年 | 8月 8日 | | 質問の回答（ホームページ上） |
| (6) | 令和7年 | 8月12日～ | 8月26日 | 応募申請受付期間 |
| (7) | 令和7年 | 9月 下旬～ | 10月 中旬 | 候補者の選定（書類審査，面接審査） |
| (8) | 令和7年 | 11月 上旬 | | 選定結果の通知 |

- | | |
|------------------------|------------------|
| (9) 令和7年 12月 下旬 | 市議会の議決（指定管理者に指定） |
| (10) 令和8年 1月 下旬 | 基本協定の締結 |
| (11) 令和8年 2月 上旬～ 3月 下旬 | 管理準備期間（引き継ぎ） |
| (12) 令和8年 4月 1日 | 指定管理開始 |

9 募集要項の配布

(1) 配布日時

令和7年7月1日（火）から令和7年7月18日（金）までの午前9時から午後5時まで

ただし、期間中の土曜日，日曜日，祝日を除きます。

(2) 配布場所

柏市福祉部障害福祉課就労支援室（ラコルタ柏1階）及び本市のホームページ URL

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/houseiensiteikanridounyuhousinkentoukekka.html>

10 現地見学会及び個別説明会

(1) 開催日時

令和7年7月18日（金）から令和7年7月23日（水）まで
開催時間については，後日本市から指定します。

(2) 開催場所

開催場所については後日本市から指定します。

(3) 参加できるもの

応募資格を有し，かつ応募申請を予定するものに限ります。

(4) 参加申し込み方法

参加を希望する団体は，あらかじめ障害福祉課へ電話連絡の上，令和7年7月10日（木）午後5時まで（時間厳守・必着）に，個別説明会参加申込書（様式第14号）に必要事項を記入の上，持参，郵送もしくは電子メールにて障害福祉課に送付してください。

なお，持参しない場合は，電話により必ず障害福祉課に申し込み完了の確認をしてください。

また，連絡先については「20 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

11 質問事項の取り扱い

(1) 受付期間

令和7年7月24日（木）午前9時から令和7年7月31日（木）午後5時まで（時間厳守・必着）

なお、受付期間外の質問は一切受け付けません。

(2) 質問できるもの

応募資格を有し、かつ応募申請を予定するものに限りです。

(3) 質問方法

あらかじめ障害福祉課へ電話連絡の上、令和7年7月31日（木）午後5時まで（時間厳守・必着）に、質問内容を質問書（様式第12号）に記入の上、持参、郵送もしくは電子メールにて障害福祉課に送付してください。

なお、持参しない場合は、電話により必ず障害福祉課に提出完了の確認をしてください。

また、連絡先については「20 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

(4) 回答

令和7年8月8日（金）午前9時までに、本市のホームページに掲載します。

URL

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/houseiensiteikanridounyuhousinkentoukekka.html>

12 応募の受付

(1) 受付期間

令和7年8月12日（火）から令和7年8月26日（火）まで
ただし、期間中の土曜日、日曜日を除きます。

なお、提出期間中の提出時間は午前9時から午後5時まで（時間厳守）とします。

(2) 受付窓口

柏市福祉部障害福祉課 施設管理・就労支援担当（ラコルタ柏1階）

(3) 受付方法

指定手続条例第3条の規定に基づき、「13 応募書類」に掲げる書類を添えて、直接持参により障害福祉課に提出してください。

FAX、郵送、電子メールによる受付は行いません。

なお、代理提出の場合は必ず委任状を持参してください。

提出時に書類確認等を行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせいただくとともに、当日は提出内容について応答できる方が提出してください。

13 応募書類

応募書類は、正本1部と副本（写し可）14部及び電子データ（CD-ROM等）を提出してください。

(1) 指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支計画書（5年間の収支計画）（様式第3号）

5年間の収支計画を事業年度ごとに作成してください。

なお、様式第3号については、指定管理事業にかかる収支計画を作成し、自主事業に係る予算は計上しないでください。自主事業にかかる予算がある場合は、事業計画書（様式第2号）における項目において、事業概要とともに収支計画を作成してください。

(4) 定款の写し及び登記事項証明書

応募申請日前3ヶ月以内のものとしします。

(5) 団体の経営状況を説明する書類

正本1部及び副本3部のみ提出してください。

申請の日の属する事業年度の前事業年度分と、遡ること過去2年度間分の計3年度分について、次に掲げる資料（若しくはそれに相当する資料）を提出してください。

ア 貸借対照表

イ 資金収支計算書及びこれに附随する資金収支内訳表

ウ 事業活動収支計算書及びこれに附随する事業活動収支内訳書

エ 法人税申告書一式

別表関係の資料は必ず提出してください。

勘定科目内訳書については、申請の日の属する事業年度の前事業年度分のみ提出してください（3年度分の提出は必要ありません）。

オ 財産目録

カ 経理規程

キ その他団体の財務状況を明らかにする書類

(6) 納税証明書等

本店または支店等の所在地及び本市において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書。

ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等の所在地及び本市において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合については、証明書の添付は不要とします。証明書に代えて、(7)指定管理者の指定にかかる誓約書により、それらの事実について誓約してください。

(7) 指定管理者の指定にかかる誓約書（様式第10号）

(8) 役員等名簿及び警察への照会承諾書（様式第14号）

暴力団の参入を排除するため、役員等の氏名及び生年月日などの個人情報に記載した名簿と、それら個人情報の警察への提供に係る承諾書とを提出してください。

(9) 管理運営費提案書

管理運営費について提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(10) (2)の事業計画書に基づく具体的な提案書

各種パンフレットなど、別途提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(11) 事業計画概要書（様式第7号）

(2) 事業計画書の概要を記載して、正本1部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(12) 収支計画概要書（様式第8号）

(3) 収支計画書の概要を記載して、正本1部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(13) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類の写し

(14) 団体の活動実績（類似施設の管理運営実績を含む。）を記載した書類

(15) その他、市長が必要と認めた書類

市長が必要と認めた場合は、適宜書類の提出を求めることがあります。

1 4 注意事項

(1) 情報の公開

団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属しますが、指定管理者候補者（市議会の議決を経ておらず、後述する選定の手続きを経て指定管理者の候補者に選定された団体等をいう。この募集要項において「候補者」という。）の選定や市議会への提供等、市長が必要と認める場合は、それらの内容を無償で利用し、または公開することがあります。

また、応募団体の名称や所在地、選定時における得点等についても公開する場合があります。

(2) 応募書類の複写

指定申請書等の必要書類は、指定管理者候補者選定委員会における検討資料などとして、必要に応じ複写する場合がありますのでご了承ください。

(3) 提出書類の再提出等

提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めません。ただし、市長が必要と判断した場合はこの限りではありません。

(4) 提出書類の返却

提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 言語、通貨及び単位等

申請に当たり用いる言語、通貨及び単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(6) 提出書類の様式等

日本工業規格A列4判の大きさの用紙に横書きするものとします。

ただし、証明書など、市長が認めた場合はこの限りではありません。

(7) ファイルへの編纂

提出書類は、ファイルに綴り提出するものとします。

なお、当該ファイルの編綴に当たっては、指定申請書を筆頭に「13 応募書類」の項目順に編纂した上で、各項目ごとにインデックスを添付し、見やすいようにしてください。

(8) 経営状況の確認

市長が必要と認める場合は、経営状況に関する追加資料の提供若しくは質問への回答を求めることがあります。

また、面接審査に際して、経理担当者の出席を求めることがあります。

(9) 提出に要する費用

申請に際し生じる一切の経費は、すべて応募団体の負担とします。

候補者が指定期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用はすべて候補者の負担とします。

(10) 本市が提供する資料の取り扱い

この募集に当たって本市が応募団体に提供する資料は、指定申請にかかる検討以外の目的で利用することを禁じます。

また、目的が申請にかかる検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(11) 応募後の辞退

応募申請の受付後に指定申請を辞退する場合には、書面（辞退届、様式第13号）により速やかに届け出るものとします。

(12) その他

市長が必要と認める場合は追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合があります。

15 選定基準

指定手続条例第4条の規定に基づく審査基準は、次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容（判断基準）	配点数	
基本項目	(1)市民の平等な利用の確保（条例第4条第1号）	1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	①すべての利用者に対して公正中立な対応が可能な運営方針となっているか。 ②すべての利用者に対して公正中立な対応が可能な運営計画となっているか。	5
	(2)施設の効用（条例第4条第2号）	2-1 施設の設置目的及び市が示した管理方針等との整合性	①施設の設置目的を理解し、運営方針に反映しているか。 ②ノーマライゼーションかしわプラン2024（第4期柏市障害者基本計画・第7期柏市障害者福祉計画・第3期柏市障害児福祉計画）に合致した運営方針となっているか。	5
		2-2 施設の効用を最大限に発揮できる可能性	①施設の設置目的に照らして成果を得られる運営計画となっているか。 ②本市及び施設の特性を理解し、それを反映した運営	10

			<p>計画となっているか。</p> <p>③民間施設での受け入れが困難な重度高齢障害者等を積極的に受け入れる計画はあるか。</p> <p>④指標は施設の設置目的等と整合が図られているか。また、各種取組の実施状況や成果を測る指標として適切か。</p>	
管理運営能力	(3)サービスの向上 (条例第4条第3号)	3-1 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	<p>①稼働率を向上させ得る利用促進計画となっているか。</p> <p>②提供するサービス内容を向上するための取り組み内容は適切か。</p> <p>③利用者のニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる方策は適切か。</p> <p>④利用者の権利を擁護する取り組み内容は適切か。</p> <p>⑤利用者や地域のニーズに応じた自主事業が提案されているか。</p>	10
	(4)管理を安定して行う能力 (条例第4条第4号)	4-1 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	<p>①施設の維持管理や安全管理の提案が要求水準を満たしているか。</p> <p>②防災、防犯、緊急時の対策が適切に図られているか。</p> <p>③施設の設備や機能を活用した管理となっているか。</p> <p>④実績からして本件施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。</p> <p>⑤自主モニタリングを行う計画はあるか。</p> <p>⑥継続的な改善を行う計画はあるか。</p>	10
		4-2 安定的な運営が可能となる人材確保	<p>①職員体制は十分か。</p> <p>②職員採用、確保の方策は適切か。</p> <p>③施設の管理運営に必要な資格等を有している職員は確保されているか。</p> <p>④職員の勤務形態及び勤務条件は適正か。</p>	10
		4-3 安定的な運営が可能となる人材育成	<p>①職員の指導育成は十分か。</p> <p>②職員に対する虐待防止やコンプライアンスに関する研修の他、法人独自で職員の資質向上に関する研修計画が立案されているか。</p>	5
		4-4 安定的な運営が可能となる運営体制	<p>①組織体制、連絡網、団体によるサポート体制が整備されているか。</p> <p>②地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れる提案となっているか。</p> <p>③再委託先の運営に関しても責任を果たす提案となっているか。</p>	5
		4-5 安定的な運営が可能となる財政基盤	<p>①団体の財務状況は健全（安全）か。</p> <p>②団体自体に、運営を継続できる財務能力（収益）が期待できるか。</p>	10

管 理 費 用	(5)効率的な管理 (条例第4条第2号)	5-1 収支計画の内容、的確性及び実現可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。	10
		5-2 管理に係る経費の縮減効果	①本市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか。 ②ライフサイクルコストを縮減するための提案はあるか。	10
	(6)その他(条例第4条第5号)	6-1 個人情報等の適正管理	個人情報保護及び公開の取り組みは適切か。	5
		6-2 市の方針等への理解と協力	①雇用のあり方は適切か(最低賃金保障は守られているか)。 ②障害者の雇用は適切か。 ③市民の雇用確保が図られているか。 ④市内産業の振興への配慮がなされているか。 ⑤女性の登用制度を装備しているか(採用比率は適切か)。 ⑥環境基本計画、地球温暖化対策計画の実現に取り組んでいるか。 ⑦内部にコンプライアンス(法令遵守)の制度等を装備しているか。 ⑧事業所の周辺住民に対する対応が具体的に示されているか。	5

16 選定方法等

上述の選定基準に基づき、指定管理者候補者選定委員会において事業所の指定管理者として適当と認められる団体を優先交渉権者として選定します。

選定方法はプロポーザル方式を予定しています。

※ プロポーザル方式とは、あらかじめ事業内容等について提案をいただき、その内容を募集要項等であらかじめ示した評価基準等に基づいて審査を行い、最も優れている提案を行ったものを選定する方式をいいます。

(1) 資格審査

市議会の議決を経て指定される以前に応募団体が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、当該応募団体は応募資格を失うものとします(応募団体が選定されていた場合は選定を取り消すことがあります)。

ア 応募資格のすべてを満たさない場合

イ 応募書類の提出方法、提出先または提出期限などが守られなかった場合

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部または必須の記載項目などが記載されていない場合

エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 応募書類に虚偽または不正な内容が記載されている場合

カ 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 応募団体及びその関係者が選定における公正な手続きを妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不当の利益を得ようとした場合

ク その他、市長が選定を行うに当たって不相当と認めた場合

(2) 書類審査

令和7年9月下旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において、応募内容に関する書類審査を行います。

応募団体が多数の場合などにおいては、書類審査終了後に行う1次評価により、面接審査の対象となる応募団体（以下「面接団体」という。）を限定します。

ただし、応募団体の数が少ない場合などにおいては1次評価を実施しないことがあります。

(3) 面接審査

令和7年10月上旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において、面接団体に対して応募内容に関する面接審査を行います。

面接団体は、その代表者または代理の方3名までが出席できます。事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑に対する回答などをお願いいたします。

また、説明にあたりプロジェクター等を使用する場合は事前にご連絡ください（プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意いたします。その他必要な機材は面接団体においてご用意ください）。

なお、審査に要する一切の経費は、すべて面接団体の負担とします。

面接審査終了後に行う総合評価により、指定管理者の候補者（第1優先交渉権者）を選定します。

なお、評価の結果、候補者を選定しない場合や、第2優先交渉権を与える面接団体等（以下「第2優先交渉権者」という。）を選定する場合があります。

(4) 選定結果の通知

令和7年11月上旬（予定）

選定結果は、審査を受けたすべての団体に書面にて通知します。

(5) 選定後の協議

候補者の選定後、市長は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について候補者と協議を行うものとします。

なお、候補者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行うことがあります。

17 指定管理者の決定

候補者は、柏市議会令和7年第4回定例会の議決を経て、指定管理者として決定（指定）されます。

ただし、指定前に、候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が発生したときは、候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

18 協定の締結

市議会の議決を経て候補者が指定管理者に指定された後、前述16(5)の協議の結果を踏まえ、市長は、指定管理者と管理の細目事項等について基本協定を締結するものとします。

また、指定期間に含まれる各年度の指定管理料等の支払い等については、年度協定を締結するものとします（ただし、初年度の指定管理料等の支払い等については基本協定に含むものとします）。

なお、本市が必要と認める場合は、市議会の議決以前に本市と候補者は仮基本協定を締結することができるものとします。

19 指定の取り消し等

事業所の適正管理を期すため、指定管理者は本市が行う指示等に従わないとき、その他本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、本市は指定管理者の指定を取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

また、指定を取り消しまたは期間を定めて管理業の全部または一部の停止を命じた場合において、指定管理者はそれにより生じた一切の損害について賠償請求等を行うことができないものとします。

20 書類の提出及び問い合わせ先

柏市福祉部障害福祉課 施設管理・就労支援担当 （ラコルタ柏1階）

〒277-0005

千葉県柏市柏五丁目8番12号 ラコルタ柏1階 障害者就労支援室

電話 04-7170-1752（直通）

FAX 04-7167-0294

メール info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp